令和８年度環境保全計画書　三ツ星ベルト株式会社

神戸本社・事業所

Ⅰ．環境保全に関する基本方針(基本理念)

温室効果ガスによる地球温暖化への警鐘が鳴らされる中、世界各国は排出削減目標を掲げ、削減活動に取り組んでいます。一方で、地球温暖化が一因とされる気候災害が世界各地で頻発しており、その頻度や激しさは年々増加しています。これらの災害は人命だけでなく、私たちの企業活動を支える社会や環境の持続可能性にも深刻な影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、三ツ星ベルトグループは、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ２１）で合意されたパリ協定、および日本国内の関連法令である「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法)」 および「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法)」 を支持しています。

当社グループは、「脱炭素社会の実現への貢献」を経営における重要課題（マテリアリティ）の一つとしており、CO_2排出量削減、省エネ活動、環境配慮型製品の開発などに取り組んでいます。これらの活動には、具体的な施策とＫＰＩを設定し、着実な実行と成果の見える化を図っています。

環境基本方針

三ツ星ベルトグループは、全ての事業活動において、「人を想い、地球を想う」の基本理念のもとに、持続可能な社会の実現を目指し、地球規模の視野に立った環境保全活動を行い、社会に貢献する企業づくりを推進します。

１．環境管理システムの維持

有効に機能する環境管理システムを維持し、全ての事業活動で展開する環境保全活動をこのシステムで管理します。

２．コンプライアンス義務の履行

環境に関する法規制、ステークホルダーとの合意事項、社内規程・要領等を順守します。

３．ステークホルダーとの協力

省資源・省エネルギー、環境負荷物質削減等、様々な環境保全活動において、それぞれの課題に設定される環境目標の達成をより確実なものとするために、ステークホルダーとの協力を積極的に進めます。また、地域社会との共生を目指した諸活動にも積極的に取り組みます。

４．技術力の活用

ものづくりの会社として培ったノウハウ、技術等を〝製品ライフサイクル〟の視点に立ち、環境保全活動に展開します。

５．継続的改善の実施

全ての事業活動において、環境影響を特定、監視し、継続的に改善を行い、環境目標を確実に達成します。

環境管理システムを通じて三ツ星ベルトグループの全従業員に、この環境基本方針を周知します。また、全てのステークホルダーが容易に入手できる形で社外に開示します。

Ⅱ．環境保全に関する組織の現況

全社統括環境管理組織を図１に示します。

神戸事業所の環境組織を図２に示します。

図１　全社統括環境管理組織

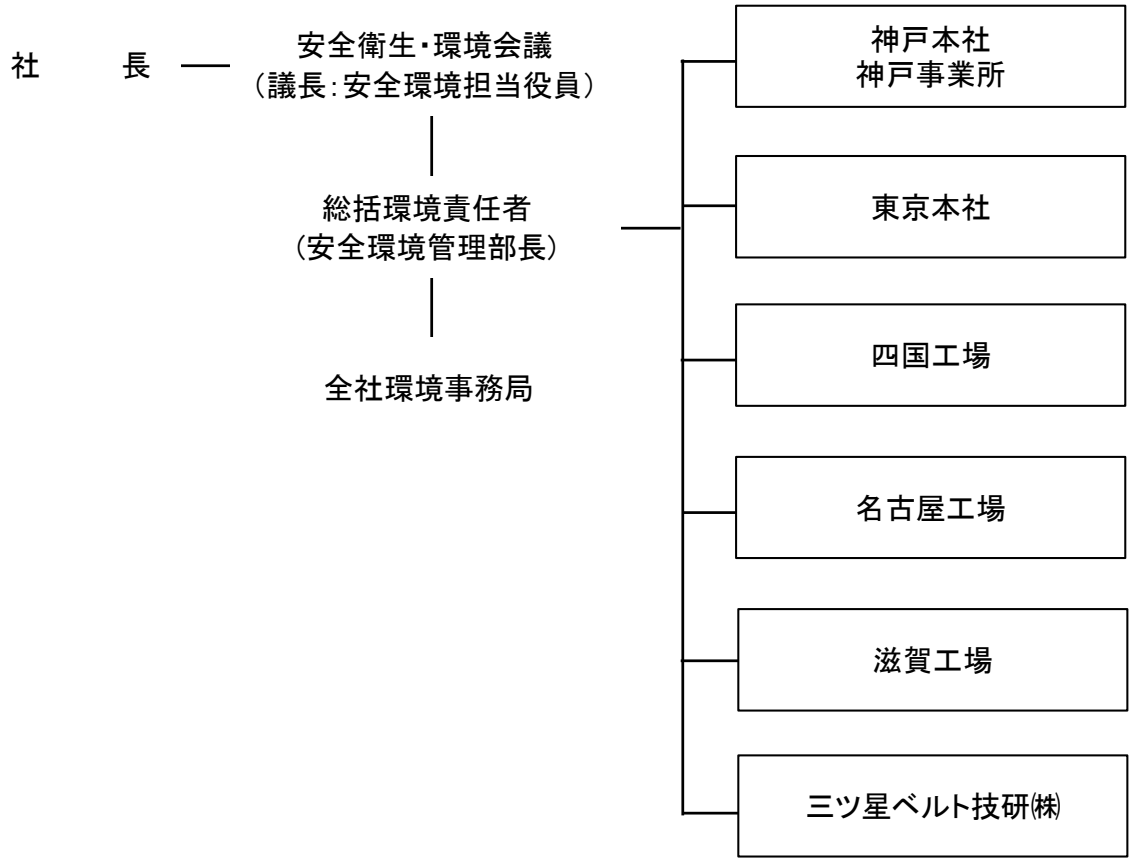
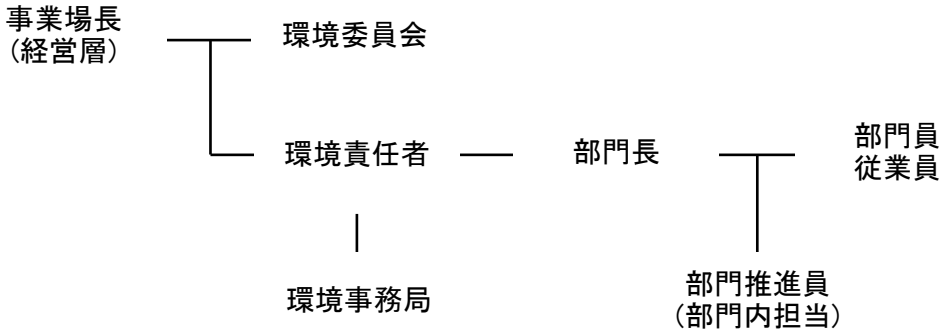


図２ 神戸事業所　環境組織



全社安全衛生・環境会議を年２回開催し、取締役社長、および経営会議メンバーのもと方針、施策、目標を明確にします。

各拠点は毎月、事業場長を議長のもと地区環境委員会を開催し、活動を展開しています。

Ⅲ．重点取組目標・計画

【2026年度の重点目標・計画】

事業活動の環境負荷低減を目指し、２０２６年度に以下の重点課題に取り組みます。

●カーボンニュートラルの推進

◆省エネルギー化の推進

＜目標＞電力の使用量を２０１３年度比で、２０２６年度に１５％以上、燃料使用量を６０％以上削減します。

＜取り組み内容＞

・「おまかＳａｖｅ－Ａｉｒ」による事業所内の電力使用量管理

・空調機等を含む各種設備の高効率化と更新並びに適正かつ効率的な稼働の推進

・配管ロスの低減と適正圧力の維持・見直し及び工程改善による燃料の削減

◆温室効果ガスの抑制

＜目標＞CO_2排出量を２０１３年度比で、２０２６年度に９０％以上削減します。

＜取り組み内容＞

・再生可能エネルギー由来の電力の使用維持

・事業所内の電力使用量の可視化及び業務効率化

・設備及び付帯設備のエネルギー効率を上げて適正かつ有効的な稼働

◆再生可能エネルギー導入の推進

＜目標＞電力の使用量のうち１００％を再生可能エネルギー由来にします。

＜取り組み内容＞

・再生可能エネルギー由来の電力を使用

・事業所内の太陽光発電設備の維持・管理

◆社用車のクリーンエネルギー化の推進

＜目標＞社用車としてクリーンエネルギー自動車の導入を検討します。

●プラスチックに係る資源循環等の推進

＜目標＞排出されるプラスチック類の社内・外でのリサイクルを推進します。

＜取り組み内容＞

・排出されたプラスチック類の自社製品への再生利用を推進

・特定素材の分別による再資源化(外部業者回収)の推進

●環境管理システムの充実

＜目標＞ＩＳＯ１４００１ 環境マネジメントシステムの認証を維持します。

（認証期間：２０２６年１０月２６日迄）

＜取り組み内容＞

・内部監査の実施(２回)

・法的要求事項及び利害関係者のニーズ及び期待への対応

●脱炭素経営の推進

＜目標＞ＴＣＦＤのフレームワークに基づいた適時・適切な情報開示を行います。

＜取り組み内容＞

・ＴＣＦＤ提言への賛同の表明を維持

Ⅳ．公害防止対策に係る計画

１．目標及び管理目標値

	目　　標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第４条第１項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守します。 ◆別表１に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守します。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第３条第１項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守します。 ◆別表２に記載する排出水の水質に係る管理目標値を遵守します。 ◆排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努めます。 ◆海域の富栄養化対策に資するため、兵庫県の定めた削減指導方針に基づき、窒素及び燐の総排出量の管理に努めます。 ◆有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努めます。
騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守します。
振動防止対策	◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守します。
悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守します。
土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守します。 ◆特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努めます。 ◆汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努めます。
産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正に処理を行います。 ◆廃棄物の発生量を抑制するともに、再利用を促進します。

別表１　ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値（目標値の根拠） 大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目	
		有害物質 （基準値がある項目）
	ばいじん［g/m³N］	窒素酸化物［ppm］
蒸気ボイラー　第1号	0.07（法令基準値の 70%）	60　（法令の最小値）
蒸気ボイラー　第2号	0.07（法令基準値の 70%）	60　（法令の最小値）

別表２　排出水に係る水質管理目標値

項目			管理目標値	備考	
				目標値の根拠 （神戸市下水道条例）	定期測定の実施
法令排水基準設定項目（有害物質項目）	1	n－ヘキサン	4.0 mg/L 以下	神戸市排除基準より 厳しい自主基準値	○
法令排水基準設定項目（生活環境項目）	2	水素イオン濃度 （pH）	6.0～9.0	神戸市排除基準より 下限値を厳しくした 自主基準値	○
	3	排水温度	45℃未満	神戸市排除基準値	○

2．目標達成のために講ずる措置・対策

○目標達成のために講ずる措置・対策（その１）

目　標　項　目		目標達成のために講ずる措置 （目標の達成状況の確認手段を含む）
大気汚染防止対策	ばい煙（ばいじん、窒素酸化物等）、有害大気汚染物質の排出量削減	◆ばい煙発生施設の設置又は更新をする場合は、低ＮＯｘ仕様の機器を採用します。 ◆現行の簡易ボイラーの適正及び効率稼動を推進し、ばい煙等の発生を抑制します。
	ばい煙の排出規制の遵守	◆排ガス処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、別表４「排出ガス中のばい煙濃度等異常測定計画」により、目標値の遵守状況を確認します。この測定結果を「環境保全報告書」に記載します。

水質汚濁防止対策	**（公共下水道を使用する場合）**	
	公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を「排出水の汚染状態測定計画（別表５）」により実施します。また、各種報告は関係法令の規定に基づき報告します。

○目標達成のために講ずる措置・対策（その２）

目　標　項　目		目標達成のために講ずる措置 （目標の達成状況の確認手段を含む）
水質汚濁防止対策	**（有害物質（注１）を使用している場合）**	
	地下水汚染の未然防止	◆有害物質等が地下浸透することにより、地下水汚染を生じることのないよう施設の維持管理を実施します。
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認に必要な測定・監視を実施します。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講じます。対策は、発生源は、防音カバー設置、吸音材設置、低騒音型機器への変更、建物等は、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施します。
振動防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視を実施します。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講じます。対策は、発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を実施します。
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守に必要な測定・監視の実施を行います。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講じます。対策は、材料段階での悪臭評価及び是正、建屋又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を実施します。
土壌汚染対策	**（特定有害物質（注２）を使用している場合）**	
	土壌汚染の未然防止	◆特定有害物質等が地下浸透することにより、土壌汚染を生じることのないよう施設の維持管理を実施します。

産業廃棄物対策	法令等の規制を遵守	◆法令等に定める廃棄物の保管・処理基準を遵守します。 ◆電子マニフェストシステムの運用により、法定の記録・報告を確実に実施します。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する廃棄物減量計画を策定し、市に報告します。 ◆廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施します。 ◆ゼロエミッションの維持を推進します。

（＊)有害物質とは、水質汚濁防止法第２条第２項第１号に規定する物質。

（＊＊)特定有害物質とは、土壌汚染対策法第２条第１項に規定する物質。

別表４　排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
1	ばいじんの濃度	異常時	測定孔	JIS Z 8808	
2	窒素酸化物の濃度及び排出量	異常時	同上	JIS K 0104 ﾌｪﾉｰﾙｼﾞｽﾙﾎﾝ酸吸光光度法	

別表５　排出水の汚染状態測定計画

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令排水基準設定項目（有害物質項目）	1	n－ヘキサン	1 回/月 （12 回/年）	工場 排水口 1	社外測定	
法令排水基準設定項目（生活環境項目）	2	水素イオン濃度（pH）	1 回/稼働日	工場 排水口 1	自動計測器 ｵﾌﾟﾃｯｸｽ㈱ 変換器型式 SC- PH/ORP pH複合電極 型式 1105T(5)	
	3	排水温度	1 回/稼働日	同上	同上	

(注)別表２の備考欄において、定期的測定の実施を選択した項目について記載ください。

Ⅴ．地球温暖化対策に係る計画

１．2025 年度の電気・燃料等の使用量及び 2026 年度使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位発熱量（MJ）	2025 年度使用量等	2026 年度使用予定量	単位	排出係数	排出量	
							2025 年度（実績）	2026 年度（予定）
燃料の使用	原料炭	28.9						
	一般炭	26.6			kg			
	A 重油	39.1			ℓ			
	B 重油	40.4			ℓ			
	C 重油	41.7			ℓ			
	LPG	50.2			kg			
	都市ガス	45.0	17,885	17,706	Nm^3	0.0464	37,345	36,970
	その他（廃棄物等）	42.3			kg			
電気事業者から供給された電気の使用			2,725,824	2,698,566	kWh	0.415	0(※)	0(※)
熱供給事業者から供給された熱の利用					MJ			
合計							37,345	36,970

（※）: 2022 年 10 月度より、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えたため、
以降の CO_2 排出量は実質”ゼロ”となります

２．基準年度及び 2025 年度の二酸化炭素排出量、2026 年度及び目標年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）

温室効果ガス	排出量		削減目標		削減率（%）	
	基準年度(2013 年度)	2025 年度	2026 年度	2030 年度	2026 年度	2030 年度
二酸化炭素	1,993,722	37,345	36,970	35,825	98.1	98.2
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計	1,993,722	37,345	36,970	35,825	98.1	98.2

３．目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	「おまかSave-Air」で事業所内の電力使用量管理	燃料、電力の使用に伴う CO_2 排出量を 2013 年度に比べ、2026 年度に 98.1%削減します。また、太陽光発電と再エネ電力で 2013 年度比 100%購入維持します。併せて、2026 年度にはCN都市ガスも100%購入維持します。
	空調機等の省エネ型化、各種設備の高効率型化と更新並びに適正かつ効率的な稼動の推進	
	配管ロスの低減と送気圧力の見直し並びに工程見直し改善による燃料の削減	
	昼休みの一斉消灯と不要照明の消灯	購入電力量を 2026 年度に 2013 年度より 947,644kWh 削減します。
	残業、休日出勤の抑制、各種設備の効率型への更新、空調機等の定期的なメンテナンス及び低無負荷損受電設備への更新	
製造工程における対策	製造工程における排熱の利用	燃料消費量を 2026 年度に 2013 年度より 37,850Nm^3 削減します。
	工程の不要配線・配管の撤去	
	予熱・排熱ロスを低減	
その他	環境委員会での適時啓蒙活動	上記のとおり、燃料、電力使用量を削減します。

Ⅵ．公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

（目標達成年次 2026 年度中）

	分　野	項　目	目　標
1	再生可能エネルギー導入の推進	グリーン電力の購入	再エネ由来の電力の購入量100％の維持
		太陽光発電設備の設置・稼働	設置済・維持管理
2	自動車対策	クリーンエネルギー自動車の導入（電気自動車・燃料電池自動車等）	導入の検討
		マイカー通勤の抑制	禁止継続
		社有車の削減	1台削減
		積載量の適正化	全車両啓蒙
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	全社有車啓蒙
		（取引企業間における）グリーン配送の実施	材料の一括運送継続
3	プラスチックに係る資源循環等の推進	プラ製品の設計を環境配慮型（紙・生分解性素材・バイオマス素材・リサイクル素材など環境負荷の低減につながる素材）	対象無し

3	プラスチックに係る資源循環等の推進	に転換	
		使い捨てプラ（プラスチック容器包装など）をリデュース	対象無し
		排出されるプラを回収・リユース・ リサイクル	社内・外リサイクルの推進
4	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	啓蒙
		コピー用紙の使用削減	2013 年度比 2%減
		廃棄物発生量の削減	電子化の推進
5	事業所等での再生製品等の使用	グリーン購入の実施	100%
		充電池等の利用	100%
		再生紙の使用促進	100%
		プリンタトナーカートリッジの再生利用	100%
6	環境負荷の少ない資源，材料，燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	啓蒙
7	環境管理システムの充実	ISO14001 の取得	認証維持
		内部監査の実施	2 回実施
8	脱炭素経営の推進	TCFD 提言への賛同（SBT 認定の取得）	表明
9	事業所等での節水	節水	2030 年度に 2021 年比 50%減 (2026 年度は前年比 1%減)
10	環境に配慮した施設整備	緑地の整備	随時整備
11	従業員教育	環境保全に関する社員研修	検討
		社内報での啓発	酷暑・極寒時期に展開
12	地域社会への参画	事業所周辺の清掃活動	2 回/稼働日実施
		地域の環境保全活動への社員派遣	検討
		地域住民への施設見学の実施	1 回/年